

8 医務第 2 7 3 号
令和 8 年 4 月 1 日

各市町村母子保健（小児救急）主管課長 殿

愛知県保健医療局健康医務部医務課長

愛知県小児救急電話相談事業（#8000）の相談受付時間拡大の周知について（依頼）

本県の救急医療行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、下記のとおり小児救急電話相談事業（#8000）の休日における相談受付時間を拡大し実施することとしました。

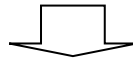
つきましては、出産予定者、子どもを持つ保護者等へこのことを御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 相談受付時間

令和 8 年 3 月まで

毎日 午後 7 時から翌朝 8 時まで



令和 8 年 4 月から

月曜日から金曜日：午後 7 時から翌朝 8 時まで

土曜日・日曜日・祝日・年末年始：午前 8 時から翌朝 8 時まで

2 その他

周知対象者、周知時期、周知方法は各市町村の状況に応じて対応していただければ結構です。

担当 救急・周産期・災害医療グループ（恒川）

電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 2 8（ダイヤルイン）